

平成29年第3回定例会(平成29年9月29日)

総務企画消防委員会委員長 (首藤 正 委員長)

去る9月6日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました『議第63号 平成29年度 別府市一般会計補正予算(第2号)』関係部分、ほか3件について、9月7日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに『議第70号 別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について』であります。

当局から、番号法別表第2に基づく主務省令の改正により、条例別表第2に定める情報連携でやり取りする情報の一部を削除又は追加するものであり、具体的には、生活保護法による事務等において、地域生活支援事業の実施に関する情報を情報連携により利用できるようにすることや国民健康保険法による事務において、住民からの届出がなくても、後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報を利用し、国民健康保険の資格喪失の確認ができるようにするための改正であること等の説明がなされました。

当委員会ではその説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に『議第69号 別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について』であります。当局より、現在同センターが所在する土地につき、本市が大分県より譲与を受けた土地の一部を分筆したことに伴い、同センターの地番が変更されたため、条例を改正しようとする旨の説明がなされました。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定したところであります。

続きまして『議第63号 平成29年度別府市一般会計補正予算(第2号)』財政課関係部分についてであります。

まず、歳入の繰越金の追加額3億9,055万7千円については、平成28年度の一般会計において決算剰余金が5億9,055万7,562円発生したことに伴い計上する旨の説明が、また歳出においては、財政調整基金積立金への積み立てとして、平成28年度決算に係る剰余金5億9,055万7千円の2分の1となる2億9,527万9千円を、さらに、別府市公共施設再編整備基金積立金にリサーチヒルの土地売払収入3,788万5千円と、昨年度の土地売払収入2,543万7千円を加えた6,332万2千円を追加するとの説明がなされました。予備費においては、今回の補正額における歳入歳出予算差引額3,755万2千円の歳入超過分に対し、同額を予備費に追加し調整する

旨の説明がなされました。

これに対し委員から、別府市公共施設再編整備基金の現在の額はいくらかとの質疑がなされ、当局から今回の補正額を含め、今年度末で13億5,470万円程度の見込みとなるとの答弁がなされました。

また別の委員からは、同基金の積立計画に係る質疑に対し、当局は、最終的な目標額については平成30年6月に完成予定の別府市公共施設保全実行計画の策定を鑑み定めていきたいとの答弁がなされた次第であります。

最後に『議第71号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について』であります。

当局から「産業連携・協働プラットホーム 通称Biz LINK」の構築を目的とした一般社団法人を9月中に設立する予定としていることから、当該法人に、職員を2名派遣するために条例を改正するものである旨の説明がなされました。

これに対し委員から、当該法人の形態についての説明が不十分であり、具体的な説明がなされない現状では審査を行うことが非常に難しく、条例提案するには、それなりの理由を明確にすべきであるとし、設立される法人の組織、人材、事業内容及び財源について説明を求めました。

当局から、組織としては理事を7名程度、また監事を3名程度配置する計画で、これらの人選については最終調整の段階にきており、財源は市の一般会計から基金で拠出する予定であるとの答弁がなされました。

委員からは、条例改正の詳細な意図が分からない状況では、戸惑う部分もあり、議案を提案する前の早い段階で当該法人の規模や業務、ひいては次年度以降の財源の計画や説明がなされて初めて可否を判断できるものであるとの意見が出されました。

また別の委員からは、派遣する職員2名の人件費の負担について質疑がなされ、当局からは、基本給は市の職員人件費で負担することとし、諸手当等は法人に負担していただくとする答弁がなされた次第であります。

他の委員からも、法人の設立目的や事業内容についての説明不足は否めないとし、そもそも条例提案の時期と法人の設立時期が逆であるため、このような状況を招いているのではないかといった厳しい意見・質疑の中、慎重に審査が進められました。

当委員会は、事業を行う担当部署と条例提案の部署が異なることの弊害によるものであると判断し、会議を一旦休憩して、担当部署の出席及び説明を求めると協議を行いました。現時点では事業担当部署の十分な説明は期待できないのではないかと結論に達しました。

このようなことから、当委員会は後日改めて法人の概要等について具体的な

説明を求めることとし、当局から、事業担当部署と情報連携を図りながら議会に報告できるよう協議していきたい旨の答弁がなされたため、これを了承し、採決の結果『議第71号』は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました議案の審査と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。